

発議第1号

志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び志木市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月11日

| | | |
|-----|-------|-------|
| 提出者 | 市議会議員 | 西川和男 |
| 賛成者 | 市議会議員 | 水谷利美 |
| 賛成者 | 市議会議員 | 多田光宏 |
| 賛成者 | 市議会議員 | 岡島貴弘 |
| 賛成者 | 市議会議員 | 吉川義郎 |
| 賛成者 | 市議会議員 | 天田いづみ |
| 賛成者 | 市議会議員 | 鈴木 潔 |

志木市議会議長
池ノ内秀夫 様

提 案 理 由

志木市部設置条例の改正に伴い、規定の整備をしたいので、地方自治法第112条及び志木市議会会議規則第14条の規定により、この案を提出するものである。

志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

志木市議会委員会条例（昭和49年志木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ウ中「企画部」を「総合行政部」に改め、同号オ中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号中サをスとし、コをシとし、ケをサとし、クをコとし、キをケとし、カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 子ども・健康部に関する事項

キ 市長公室に関する事項

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。